

### 第3章 包括外部監査の結果－岡山市の債権管理事務に関するルール（概要）

#### 1 債権管理条例及び同施行規則の概要

- (1) 債権管理条例及び同施行規則は、強制徴収債権と非強制徴収債権の債権管理事務について下表のように定めている。

##### 〔強制徴収債権の管理事務〕

債権管理台帳の作成	債権管理条例 4 条, 同施行規則 2 条
督促	債権管理条例 5 条, 同施行規則 3 条 2 項
滞納処分, 徴収猶予, 換価の猶予, 滞納処分の停止	債権管理条例 6 条
履行期限の繰上げ	債権管理条例 8 条
債権の申出等	債権管理条例 9 条

##### 〔非強制徴収債権の管理事務〕

債権管理台帳の作成	債権管理条例 4 条, 同施行規則 2 条
督促	債権管理条例 5 条, 同施行規則 3 条 2 項
強制執行等	債権管理条例 7 条, 同施行規則 4 条
履行期限の繰上げ	債権管理条例 8 条
債権の申出等	債権管理条例 9 条
徴収の停止	債権管理条例 10 条, 同施行規則 5 条
履行延期の特約又は処分	債権管理条例 11 条
免除	債権管理条例 12 条
放棄	債権管理条例 13 条, 同施行規則 6 条

- (2) 強制徴収債権の管理事務のうち、債権管理台帳の作成については、債権管理条例によって定められたものであるが、それ以外については、自治法・自治令等の規定とほぼ同様の内容である。なお、滞納処分、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止については、「法令の規定によりこれを行わなければならない」と定め、その具体的な内容は個別の法令等の定めに委ねている。

- (3) また、非強制徴収債権の管理事務のうち、債権管理台帳の作成

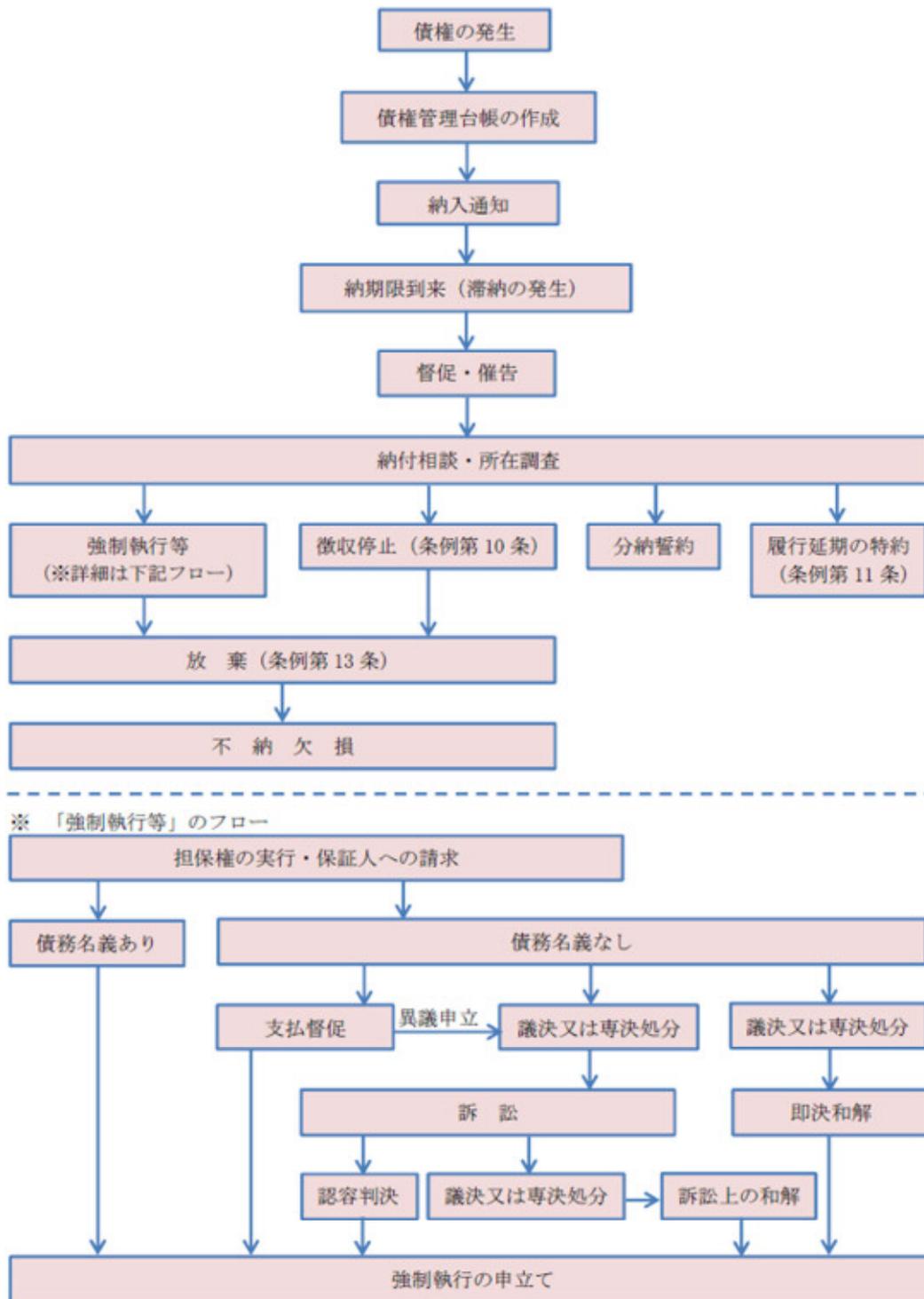
及び放棄については、債権管理条例によって定められたものであるが、それ以外については、自治法・自治令等の規定とほぼ同様の内容である。特に放棄については、「債権管理を効率的に進めるため、将来にわたり回収が見込めない債権については放棄をすること」を認めたものであり（債権管理条例逐条解説参照）、非強制徴収債権の管理事務における意義は大きい。債権管理条例及び同施行規則を定めた主たる目的は、放棄を定めることにあったと言っても過言ではない。

## 2 その他の岡山市が定める債権管理事務に関するルール

岡山市は、債権管理条例及び同施行規則以外にも、債権管理事務に関するルールを定めている。例えば、市税条例が、市税の賦課徴収について、分担金条例が、分担金、使用料、手数料及び過料その他の市の歳入の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分について、会計規則 43 条の 2 が不納欠損処分の通知について定めている。

## 3 非強制徴収債権の債権管理マニュアル及び管理事務のフロー

- (1) 債権対策室では、非強制徴収債権の管理事務について、債権管理の手引き（非強制徴収債権用）、非強制徴収債権用マニュアル、回収困難と見込まれる債権の具体的判断基準、債権管理条例逐条解説を策定している。また、参考様式として、債権管理台帳【様式 1】、督促状（私債権用）【様式 2-1】、督促状（公債権用）【様式 2-2】、催告書【様式 3-1】、催告書（法的措置予告）【様式 3-2】、債務承認書【様式 4】、債務承認及び分納誓約書【様式 5】、調査同意書【様式 6】、債権放棄調書【様式 7】、徴収停止調書【様式 8】、財産・所得状況申告書【様式 9】、支払督促申立書（広島簡裁）【記入例】、支払督促申立手続費用について（岡山簡裁）【記入例】を用意している。なお、債権対策室では、強制徴収債権の管理事務について、マニュアル等を策定していないし、参考様式も用意していない。
- (2) また、債権対策室では、非強制徴収債権の管理事務の執行に関するフロー図（以下「非強制徴収債権管理事務執行フロー図」という。）を以下のとおり作成している。なお、債権対策室では、強制徴収債権の管理事務のフローについては作成していない。



（出典：非強制徴収債権用マニュアル1頁）